

坂戸市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 坂戸市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における旅客輸送の需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号坂戸市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。
- (5) 自家用有償旅客運送の必要性、運送の区域及び運送の対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- (1) 坂戸市 総合政策部長
- (2) 坂戸市 こども健康部長
- (3) 坂戸市 福祉部長
- (4) 坂戸市 都市整備部長
- (5) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 埼玉県飯能県土整備事務所長又はその指名する者
- (8) 西入間警察署長又はその指名する者
- (9) 住民又は地域公共交通の利用者等
- (10) 学識経験者
- (11) 埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (12) 埼玉県企画財政部交通政策課長又はその指名する者
- (13) その他協議会が必要と認める者

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人

(3) 監事 2人

- 2 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）において委員の互選により決定する。
- 3 副会長及び監事は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計や事業の執行状況等を監査する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。
- 3 委員の任期満了に伴う改選が行われた場合、次の会長及び副会長が選任されるまでの間、従前の会長及び副会長がその職務を執行する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合には代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 委員の招集が困難である場合等は、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 会議で協議が整った事項については、委員及びその関係者はその協議結果を尊重しなければならない。

(運賃協議部会)

第10条 協議会は旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議するため、運賃協議部会を置く。

- 2 運賃協議部会は、道路運送法第9条第4項の協議会とする。
- 3 運賃協議部会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 坂戸市 総合政策部長
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (4) 住民又は利用者の代表

4 運賃協議部会に部会長を置き、前項第1号に掲げる委員をもって充てる。

5 第6条第1項及び第8条の規定は、運賃協議部会について準用する。

(専門部会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、坂戸市市民部交通対策課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年7月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年7月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年1月19日から施行する。